

医療的ケア児等の保育所等受入れガイドライン

令和6年4月

大和市こども部ほいく課

はじめに

大和市は、「すべての子どもの健やかな成長を支えあうまち・やまと～地域と共に安心して子育て・親育ち～」を子ども・子育て支援事業計画の基本理念として掲げ、すべての子どもたちが笑顔でのびやかに成長していくために、また、すべての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びや生きがいを感じられるように、家庭と地域が共に成長し、支えあうまちの実現を目指しています。

また、子どもの権利条約や障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障がいなどの有無にかかわらず、すべての子どもが必要な支援を受けながら、同じ場所で保育を受けることができるように保育所等でのインクルージョンを推進し、一人ひとりの子どもの健やかな成長を支える取組を進めてまいりました。

近年、周産期先進医療の発達や、NICU（新生児集中治療室）の整備などが進んだことを背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾患のある子どもなど、日常生活で医療的ケアを必要とする子ども（以下、「医療的ケア児」という。）や重い障がいがある子どもが増加しており、保育所等においても、ご家庭の事情や子どもの状況に配慮した、細やかに専門性の高い支援が求められています。このため、大和市の公立保育所ではこれまでも、子ども一人ひとりの状況を丁寧に聞き取りながら支援体制を整え、医療的ケア児の受入れを行ってまいりました。

このような中で、令和3年6月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立し、地方公共団体の責務として「自主的かつ主体的に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有する」ことが規定されたことを踏まえ、公立保育園をはじめ大和市全体として、安心して保育所等に預けられる環境を整備するとともに、各関係機関と連携を図りながら、医療的ケア児やその家族を支援する体制を推進すべく、ガイドラインを策定いたしました。本ガイドラインを活用し、保育所等への入所手続を円滑に進めるとともに、保護者の皆様が安心してお子様を保育所等に通わせることができるよう、支援体制の充実や保育環境の整備に努めてまいります。

令和6年4月
大和市こども部 ほいく課

目 次

第1章 基本的事項	4
1. ガイドラインの目的	4
2. 保育所等で行う医療的ケア	5
(1) 主な医療的ケアの内容	5
(2) 対象児童	6
(3) 利用日時	6
(4) 受入れ施設	6
(5) 医療的ケアの実施者	7
第2章 利用相談から利用開始までの手続き	8
1. 利用相談（6月）	9
(1) 電話相談	9
(2) 窓口相談	9
2. ほいく課によるお子様の健康状態等の確認・保育体験等（8月）	10
3. 医療的ケア児の保育所等利用検討会議の開催（9月）	10
4. 保育所等の利用申込（10月）	11
5. 利用調整結果の連絡（1月）	11
6. 保育所等との面接、利用決定、決定後の対応（2・3月）	11
(1) 保育所等との面接	11
(2) 利用決定	12
(3) 決定後の対応	12
7. 利用開始（4月）	13
第3章 利用開始後の手続き（必要に応じて）	14
1. 医療的ケアの継続について	14
2. 受入れ後における医療的ケアの内容変更について	14
3. 長期欠席について	15

第4章 実施園での保育等について 16

1. 医療的ケアの安全な実施体制について 16
 - (1) 医療的ケア実施に関する情報の共有 16
 - (2) 個別支援計画の策定 16
 - (3) 実施園の支援体制・関係者の役割 17
 - (4) 衛生管理や医療物品の管理 17
 - (5) 文書管理 18
2. 医療的ケア児の保育について 19
 - (1) 登園時 19
 - (2) 日中の保育 19
 - (3) 降園時 20
 - (4) その他 20
3. 緊急時の対応 21
4. リスクマネジメントについて 21
5. 職員の研修 21

第5章 保護者への協力依頼 22

1. 医療的ケアについて 22
2. 体調管理及び保育の利用中止について 23
3. 災害時及び緊急時の対応 24
4. 退園 24
5. 情報の共有・プライバシーへの配慮 25
6. その他 25

第6章 実施園と関係機関との連携 26

1. 医療機関との連携 26
 - (1) 主治医との連携 26
 - (2) 嘱託医との連携 26
2. 市内関係機関との連携 26
3. 保健所所管部署との連携 26
4. 就学に向けた小学校等との連携 27
5. 他の地方公共団体との連携 27

【参考】入園及び在園中に使用する主な様式 28

第1章 基本的事項

1. ガイドラインの目的

本ガイドラインでは、医療的ケア児が大和市内の保育所等※1を利用する際に、必要となる基本的な事項や、入園相談の段階から入園に至るまでの流れ、利用にあたって留意すべき事項等を示すことにより、保育所等での受入れや在園中の保育、医療的ケア等を安全かつ適切に行うことを目的としています。

※1 保育所等…認可保育所、認定こども園（保育利用）、地域型保育事業



2. 保育所等で行う医療的ケア

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において「医療的ケア」は、「人口呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為」とされており、病気の治療のための医療行為とは別に、日常生活や社会生活を営むために自宅など医療機関以外の場所で恒常的に行われる医療行為が想定されています。

大和市では、大和市内の保育所等での医療的ケア児の受入れについて、医療的ケアの種類のみで判断するのではなく、保育所等の人員配置や設備の状況なども含め、総合的に安全な保育の提供が可能と判断できた場合に受入れを行います。

(1) 主な医療的ケアの内容

種 類	医療的ケアの内容
経管栄養	自分の口から食事を取れない人に対し、鼻あるいは口から胃まで挿入されたチューブや、胃ろう、腸ろうを（胃や腸から皮膚までを専用のチューブで繋げる）通じて、栄養剤を胃や腸まで送ること
吸 引	筋力の低下などにより、痰や唾液、鼻汁などの排出が自力では困難な場合に、吸引器による痰等の吸引を行うこと
導 尿	排尿障害により、自力で排尿が難しい場合に、膀胱にカテーテルを留置し、排尿すること
インスリン注射 （皮下注射の 管理を含む）	糖尿病によりインスリンの分泌が十分でない場合等、定期的もしくは、身体状況や医師の指示に合わせて主に皮下注射によりインスリンを補うこと
そ の 他	市長が実施を認めた医療行為等

出典：保育所等における医療的ケア児への支援に関する研究会「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」から一部引用

(2)対象児童

保護者の就労等により、保育所等で保育を行うことが必要と認められており（保育の必要性の認定を受けていること）、かつ、次の要件をすべて満たしている児童とします。

- 保育所等における集団保育が可能であり、主治医から集団保育の中での生活が望ましいと判断されていること（「医療的ケア実施に関する主治医意見書（第2号様式）」の「集団保育の中での生活」で「望ましい」にチェックがされていること。）。
- 症状や健康状態が安定していること。
- 自宅で保護者による安定した医療的ケアが確立していること。
- 病状や医療的ケアに関する情報を保護者と保育所等で十分に共有ができること。
- 保護者、主治医の同意のもと、保育所等と医療機関が適切に連携をとれること。
- 保育所等における受入れ体制が整えられていること。

(3)利用日時

保育体制確保の観点から、原則として以下のとおりとします。ただし、職員体制などの状況に応じて、土曜日の利用や8時間を超える保育などについても対応が可能な場合には、保護者と協議の上、各保育所等で対応することとします。

- 利用日：週5日（月曜日から金曜日）
- 利用時間：短時間保育の時間（8時間）
- 延長保育：実施しない

(4)受入れ施設

大和市内の保育所等

（看護師等による医療的ケアの実施が可能な場合に限る。）

(5) 医療的ケアの実施者

保育中の医療的ケアは、原則として看護師等が行います。ただし、保育士が、社会福祉士及び介護福祉士法に基づく「喀痰吸引等研修(第3号)」を修了し、認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた場合には、認定の対象となった医療的ケア児に対し医療的ケアを実施することができます。

保育士が医療的ケアを実施する場合には、個々に応じた適切な対応や、安全な保育を提供するために、複数の保育士が認定書の交付を受けていることが望ましいです。



第2章 利用相談から利用開始までの手続き



1. 利用相談（6月）

(1) 電話相談

相談日の日程調整を行うため、保護者はほいく課へ電話で相談します。その際、児童の状況や希望する保育所等についてほいく課職員が確認し、ほいく課での窓口相談の日程調整をします。

(2) 窓口相談

保育が必要な児童の疾病等の状況、家庭での様子や医療的ケアの内容、主治医からの集団保育の可否について確認を行うとともに、本ガイドラインに基づき、利用開始までの手続きの流れや保育環境、保育園において対応できる医療的ケアの内容等について説明を行います。

なお、保護者は、来庁する際に次の書類を持参します。

- 医療的ケア児窓口相談票（第1号様式）
- 親子健康手帳（母子手帳）
- お薬手帳 など



2. ほいく課によるお子様の健康状態等の確認・保育体験等（8月）

保育・医療の観点から、保育所等における集団保育を実施することができるか確認するため、原則、保護者と児童で公立保育園に来訪いただき、公立保育園園長、ほいく課看護師又は保育士、ほいく課利用調整係職員、医療的ケア児コーディネーター等が同席のもと、提出された医療的ケア児窓口相談票（第1号様式）を用いて面談、施設見学、保育体験を行い、児童の健康状態、発達の状況及び配慮事項等を観察します。

なお、来訪にあたり「医療的ケア実施に関する主治医意見書（第2号様式）」をご用意いただき、医療的ケアの対応について不明な点は、主治医医療機関に確認します。また、必要に応じて、ほいく課、保育所等、主治医医療機関、関係機関で打ち合わせを実施するなど、情報を共有します。

3. 医療的ケア児の保育所等利用検討会議の開催（9月）

保育所等への入所を希望する児童や保育所等を利用している児童の医療的ケアの内容、集団保育への対応等に関して、保育（体験）の状況等を踏まえ、医師、看護師等及び保育所等の関係者から専門的観点からの意見を聴取するため「医療的ケア児の保育所等利用検討会議（以下、「検討会議」という。）」を実施し、聴取した意見を利用調整、在園継続の参考にします。なお、会議終了後、ほいく課から保護者に対して、利用申込を検討するにあたっての参考意見としてお知らせします。

4. 保育所等の利用申込（10月）

保護者は、検討会議の参考意見等も踏まえ、保育所等の利用について検討し、利用を希望する場合は、利用申請の締切りまでに「子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育所等利用申込書」「保育所等利用申込補助票」「医療的ケア実施に関する主治医意見書（第2号様式）（既にほいく課に提出している場合は不要。）」などの必要書類を用意し、ほいく課窓口で提出します（郵送申請ではなく窓口申請となります。）。

なお、ほいく課は医療的ケア等と保育の必要性の観点から利用調整（利用相談（保育体験含む。）をされた児童は加点して調整を行います。）を行い、必要に応じて、入所を希望する保育所等と情報を共有します。

5. 利用調整結果の連絡（1月）

利用調整の結果は、内定の場合は「保育所等利用調整結果」「児童票」「医療的ケア児状況票（第3号様式）」を、保留の場合は「保育所等利用保留通知書」等を保護者に通知します。

6. 保育所等との面接、利用決定、決定後の対応（2・3月）

（1）保育所等との面接

原則、保護者が児童と一緒に保育所等を訪問し、入所にあたっての面接を実施し、一般的な入園の事項とともに、保護者が持参した以下の書類等に基づき、受入れ時の注意事項等も含め、具体的な対応などを確認します。

○親子健康手帳（母子手帳）

○児童票

○医療的ケア児状況票（第3号様式） など

また、ほいく課は保護者が提出した「医療的ケア実施に関する主治医意見書（第2号様式）」のコピーを内定した保育所等に提供します。

(2)利用決定

ほいく課は内定した保育所等に面接の状況を確認のうえ「保育所利用等決定通知書」を保護者に送付します。

(3)決定後の対応

保護者は、保育所等と面接し保育所等の利用が決定した後に、以下の書類を用意し、保育所等に提出します。

〈大和市共通の様式〉

- 医療的ケア指示書（第4号様式）
- 医療的ケア実施申請書（第5号様式）
- 与薬指示書（第6号様式） ※必要な場合のみ

保育所等は、保護者から提出された「医療的ケア指示書（第4号様式）」等に基づき、保護者及び児童と受入れに関する面談を行い、保育時間中の医療的ケアの内容・方法のほか、必要な事項について協議し、取り決めた内容を文書にて取り交わしておきます。

〈文書にて取り交わす事項〉

- 看護師等、保育士等と保護者等の役割分担
- 医療的ケアのために必要な環境整備（スペース、衛生管理等）
- 保育所等の外部での活動時の対応
- 安全確保策
- 急な体調不良、事故発生時等の緊急時対応、連絡先
- 医療的ケアの担当者が不在の際の対応
- 災害時の対応（非常食・医薬品・医療材料の備蓄、緊急時の対応手順書（医療機関の連絡先を記載したもの）、医療機器の受電確保策（必要時））

保育所等は、医療的ケア児の受入れにあたり、以下の書類を準備します。

〈保育所等で作成する参考書類〉

- 確認同意書
- 医療的ケア実施計画書
- 医療的ケア手順書
- 医療的ケア個別看護日誌
- 予想される災害時・緊急時の対応マニュアル
- その他保育所等において必要な書類

7. 利用開始（4月）

慣れ保育を進めながら、保育所等の利用を開始します。



第3章 利用開始後の手続き（必要に応じて）

1. 医療的ケアの継続について

○入所児童に医療的ケアを実施している保育所等（以下、実施園とする。）は、医療的ケアの継続等について、児童の状態等を勘案し、必要に応じて毎年9月に開催される検討会議に意見を求めます。

○実施園は、検討会議の意見を参考に、保育の実施体制等について検討します。

2. 受入れ後における医療的ケアの内容変更について

○受入れ後、医療的ケアの指示に変更がある場合には、保護者は改めて「医療的ケア指示書（第4号様式）」を主治医に記載してもらいます。また、医療的ケアの方法が変更となった場合には、保護者は「医療的ケア変更申請書（第7号様式）」に記入し、「医療的ケア指示書（第4号様式）」と合わせて実施園に提出します。

○実施園は、(1)の書類及び児童の状態などに基づき、保育の実施体制について、必要に応じて検討会議に意見を求めます。

○手術や治癒等により実施園による医療的ケアが不要となった場合には、保護者は、主治医に「医療的ケアに関する主治医意見書（中断・中止）（第8号様式）」を記載してもらい、健康診断の結果がわかる書類等とともに実施園に提出します。実施園が当該児童の健康状態等を確認し問題が無ければ、医療的ケアを中断又は中止し、通常の保育利用となります。また、市は検討会議にて報告をします。

3. 長期欠席について

○保育所等は、恒常的に保育が必要な場合に在園することができる施設であるため、在園児が2か月以上登園しない日が続いた場合には退園となります（ただし、災害や病気・負傷による入院など、私的理由でない場合を除く。）。

○長期欠席の後に登園が可能となった場合には、実施園において保育の再実施について、慣れ保育の実施や、医師の指示書等の再度確認を行うなど、保育内容を慎重に検討します。



第4章 実施園での保育等について

1. 医療的ケアの安全な実施体制について

(1)医療的ケア実施に関する情報の共有

実施園は、検討会議の意見を参考に、「医療的ケア指示書(第4号様式)」「医療的ケア実施申請書(第5号様式)」の内容を確認し、主治医の指導を受けたうえで医療的ケアを実施することとし、医療的ケアに関する情報は、園長、保育士、看護師等関係職員間で共有を図ります。

(2)個別支援計画の策定

- ①実施園は、医療的ケア児の発達・発育状況を踏まえて、受入れクラスの保育計画や生活の流れ、行事への対応、保育の進め方を確認し、個別支援計画を策定します。
- ②個別支援計画の内容は保護者と共有し、同意を得ます。また、必要に応じて保護者を通じて主治医や療育施設に確認を得るなど、専門的観点からも問題がないか確認します。
- ③実施園は、ほいく課に個別支援計画の内容を共有することとし、ほいく課は必要に応じて実施園の個別支援計画策定に対して助言を行います。
- ④実施園は、出来上がった個別支援計画に基づき保育を実施します。
- ⑤医療的ケアの内容は児童の成長や経過とともに変更になる場合もあることから、それらに応じて個別支援計画についても見直しを行います。

(3)実施園の支援体制・関係者の役割

- ①園長は、医療的ケア児が園内で安全に医療的ケアを受けながら、集団保育の中で快適に過ごせるように、保育士、看護師等の職員、嘱託医、主治医が連携して対応するよう調整をはかるとともに、医療的ケア児の保育及び医療的ケアの安全実施のマネジメント、職員育成等を行います。
- ②保育士は、看護師等や保護者と連携し、日々の児童の健康状態を把握しながら集団保育を行い、園での生活の状況を保護者に報告します。
- ③看護師等および保育士は、保護者と連携し、医療的ケア児の健康状態を把握します。また、医師の指示書に基づき「医療的ケア実施計画書」「医療的ケア手順書」を作成し、保護者の理解及び同意のもと、相互に協力し安全に医療的ケアを実施します。医療的ケアの実施状況と健康状態については、必要に応じて主治医や保護者と十分に連携を図り、情報を共有します。
- ④看護師等および保育士は、「医療的ケア実施計画書」の医療的ケア内容に変更がなくても、3カ月に1回は実施計画の見直しと評価を行います。また児童の成長過程や、通院後に医療的ケアに変更があった場合などには、随時加筆や修正を行います。

(4)衛生管理や医療物品の管理

- ①実施場所について、日常的な感染防止ができるよう環境を整えます。
- ②医療的ケア実施前後には、必ず手指の消毒を行います。また、喀痰等の分泌物、尿や便等の排泄物に触れたり、分泌物が飛び散ったりする可能性があるケアについては必ず手袋を着用します。
- ③児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については、保護者の理解を得たうえで、衛生的に保管・管理します。
- ④保護者は、保育中の医療的ケアに必要な物品を実施園へ提供します。なお、使用後の医療物品、医療廃棄物等は、保護者等が家庭に持ち帰ることとします。

(5)文書管理

実施園は、他の保育書類同様に、医療的ケアの実施に関する書類を必要期間保管します。



2. 医療的ケア児の保育について

(1)登園時

- ①児童の登園時は、原則として看護師等または保育士が対応することとし、保護者から医療的ケアに必要な器材や物品を受け取り、故障や破損がなく使用できる状態であるか、保護者とともに確認します。
- ②登園時に対応する職員は、児童の前日から登園までの家庭での様子や健康状態等について、連絡帳等を用いて確認します。また、必要に応じて保護者と一緒に児童の状態を確認し、内容について関係する全職員と共有します。なお、保護者からの報告や児童の状態を踏まえ、実施園が安全な保育が困難と判断した場合には、児童を預けることはできません。

(2)日中の保育

- ①実施園は、安全を確保した上で、医療的ケア児が可能な限り他の児童と積極的な関わりを持ちながら過ごすことができるよう努めます。
- ②実施園は、主治医が作成した医療的ケア指示に基づき、あらかじめ保護者と確認した内容及び方法で、医療的ケアを実施します。医療的ケアは看護師等または認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた保育士が実施しますが、その際には他の職員も立ち合い、複数の職員で安全を確認しながら実施します。実施にあたっては、児童の状況に配慮し、必要に応じて専用スペースで行う等、プライバシーに配慮します。
また、実施した医療的ケアは記録に残し、職員間で共有するとともに、連絡帳等を用いて保護者とも共有します。
- ③実施園は、給食や補食を提供する場合には、食事提供に関する指示書等に基づき、保育士や看護師等が摂食の介助や見守りをしながら、安全な食事の提供を行います。また、睡眠が必要な児童については、睡眠チェック表等を活用し、事故の早期発見に努めます。

④栄養チューブの交換等は、保護者の責任の下、自宅や受診時に実施します。栄養チューブが抜けた場合の対応については、保護者と主治医が事前に協議し、「予想される災害時・緊急時の対応マニュアル」に記載の上、それに沿って対応します。

⑤てんかんやアレルギー等の既往症および疑いがある児童で、緊急時の与薬が必要な場合には、保護者から主治医に「与薬指示書」に指示を明記するよう依頼し、それに沿って対応します。また、保護者は処方時に添付される薬剤情報提供書も合わせて提出します。

実施園は、薬品の保管方法や使用期限などについて保護者に確認し、同意を得たうえで管理します。

(3)降園時

①実施園は、児童の様子や医療的ケアの実施内容等について、連絡帳等を用いて保護者に伝えるとともに、登園時に受け取った医療的ケア等に必要な器材や物品を返却します。

②保護者等は医療廃棄物等を持ち帰ります。

(4)その他

①保護者は実施園からの連絡が常にとれるようにします。また、通常の勤務先とは違う場所で勤務される際は、必ず予め実施園に連絡をします。

②実施園は緊急時に備え、必要に応じて最寄りの消防署に医療的ケア児の保育所等利用や救急搬送先を知らせておくことを検討します。

3. 緊急時の対応

○実施園は、緊急時に備え、緊急時に受診する病院などを明記した「予想される災害時・緊急時の対応マニュアル」を予め作成し、内容について保護者の同意を得ておきます。緊急時の対応については、当該マニュアルに沿って対応することなどについて、事前に保護者に十分に説明を行い共有を図ります。

○医療的ケア児の体調悪化等の理由により、保育の継続は困難と実施園が判断し、保護者等に連絡をした場合には、保護者等は利用時間の途中であっても児童の引き取りを行います。また、病院に搬送することになった場合の引き取りについては、原則として搬送先の病院で行うこととします。

4. リスクマネジメントについて

実施園は重大な事故を未然に防ぐことを目的として、医療的ケア児の保育中に事故やヒヤリハットがあった場合には「事故及びヒヤリハット(医療)」用紙に記載するとともに、関係する職員全員に情報共有を行い、改善点や予防策を検討し、再発防止に努めます。

5. 職員の研修

実施園は、医療的ケア児の発達過程や疾病の状況を踏まえ、安全かつ適切に医療的ケアを提供するために、当該児童に関わる職員が必要な知識や技術を身につけられるよう、研修等の機会確保に努めます。

第5章 保護者への協力依頼

保育所等において安全に医療的ケア児の保育を実施するために、保護者は本ガイドラインの目的を理解し、本ガイドラインに定める諸手続き及び以下の事項について同意したうえで保育所等を利用するものとし、実施園と保護者は緊密に連携を図ることとします。

1. 医療的ケアについて

- 保育において児童に必要な医療的ケアや緊急時の対応等を記載した「医療的ケア指示書（第4号様式）」を主治医に作成してもらう必要があること。
- 緊急時対応等に関して主治医の指導・助言が必要な場合に、実施園の担当者が保護者の受診に同行し、主治医との相談を行う場合があること。
- 集団保育の可否や医療的ケアの対応等について検討するために、子どもの状況等に関して検討会議に情報提供することや実施園との面談等に協力すること。
- 日々の健康状態について実施園に伝達すること。
- 医療的ケアの内容の見直しに関わる情報（主治医の意見や健康状態の変化等）については速やかに実施園に伝達すること。
- 児童が使用する医療的ケアの物品・備品等については保護者が用意すること。
また、医療的ケアで使用した医療物品、医療廃棄物等は保護者が持ち帰ること。
- 実施園では関係法令及び主治医の指示書に基づいて医療的ケアを行うことについて承知すること。

2. 体調管理及び保育の利用中止について

- やむを得ない事情により、実施園において医療行為を行う看護師等が勤務できない場合などには、保育の利用ができないことがあることを承知すること。
- 登園前に健康観察をすること。顔色、動作、食欲、体温等がいつもと違うなど、体調に異変がある時は、利用を控えること。
- 保育中に発熱、下痢、嘔吐、痙攣重積等の体調不良のほか、発熱等の有無に関わらず感染症等の疑いがあり、実施園から保護者等に連絡した場合や、体調悪化等の理由により、保育の継続が困難と実施園が判断し、保護者等に連絡をした場合には、保護者等は利用時間の途中であっても児童の引き取りを行うこと。
- 集団保育の場では感染症にかかるリスクが高くなることも予想されるため、実施園内で感染症に感染した児童が多数発生した場合には、実施園からの情報により保護者等が実施園を利用するかどうか判断すること。また、実施園の判断により保育の利用を控えてもらう場合があることを承知すること。
- 医療的ケア児の保育中の様子に変化が見られた場合など、安全な保育の実施の観点から、実施園から主治医等を受診することを求められた場合にはこれに応じることとし、費用については保護者等が負担すること。

3. 災害時及び緊急時の対応

○実施園では緊急時に「予想される災害時・緊急時の対応マニュアル」に沿って対応することを承知すること。

○医療的ケア児の症状に急変が生じ、緊急の対応を要すると実施園が判断した場合、その他必要な場合には、実施園が医療機関等に連絡を行い必要な措置を講じることがあることや、その際に実施園は速やかに保護者等に連絡を行い、連絡がつかない場合であっても、児童を医療機関等に搬送し、受診または治療が行われることがあること、また、それに伴い生じた費用は保護者等の負担となることについて承知すること。

○災害時に迎えに来られない可能性を想定し、保護者等は必要な医療的ケアの物品等1日分及びその他必要と思われる医療物品等を準備し、一緒に緊急持ち出し用バッグ等にまとめて実施園に預けておくこと。

4. 退園

次の場合には、原則として退園となることを承知すること。

○児童の体調が安定しない等、市や主治医が集団保育は困難と判断した場合

○児童の病態の変化等により、新たな医療的ケアが追加で必要となるなど、実施園での安全の確保が困難と市が判断した場合

○実施園における人員、施設又は設備の状況などにより、やむを得ず安全な保育の継続が困難と市が判断した場合

5. 情報の共有・プライバシーへの配慮

- 医療的ケア児に対して安心、安全な保育を提供するために、保護者から提出された申請内容等について関係機関と共有することについて承知すること。
- 医療的ケア児の状況について、集団保育を実施する上で必要と認められる事項に関して他の児童の保護者との間で共有する可能性があることについて承知すること。
- 園における活動内容が実施園の職員以外の目に触れる機会（園からのおたより等で写真を用いる場合や行事等）があることについて承知すること。
- 実施園において、医療的ケア児を手助けしようとする他の児童がいること等を踏まえ、必要な場合には、実施している医療的ケアについて、他の園児が理解できるよう説明を行うことについて承知すること。
- 医療的ケア児の保護者が同意する場合には、実施園が他の児童の保護者に対して、クラスに医療的ケア児が在籍することを説明したうえで、インクルーシブな保育を実施することについて理解を得られるよう求めることについて承知すること。

6. その他

1～5のほか、実施園との間で取り決めた事項を順守すること。その上で実施園の示す確認同意書等へ同意と署名をし、提出すること。

第6章 実施園と関係機関との連携

1. 医療機関との連携

(1)主治医との連携

実施園は医療的ケアの実施にあたり、必要に応じて、保護者の同意のもとで児童の受診に同行したり、医療機関に連絡をとり、指示書の内容確認や緊急時の対応等の指導・助言を受けるなど、情報の共有を図ります。

(2)嘱託医との連携

医療的ケア児の個別の状況を十分に踏まえ、健康診断や医療的ケアの内容について、嘱託医と十分に情報の共有を図ります。

2. 市内関係機関との連携

医療的ケア児が障害児通所支援事業等を利用している場合もあることから、実施園は、ほいく課、すくすく子育て課、児童相談支援事業、障害児通所支援事業所等の児童発達支援管理責任者、保護者等と情報共有を図り連携を強化して、保育所と療育機関の並行通園における週間プランの作成や見直しなど、保育と療育を一体的に実施できるよう努めます。

3. 保健所所管部署との連携

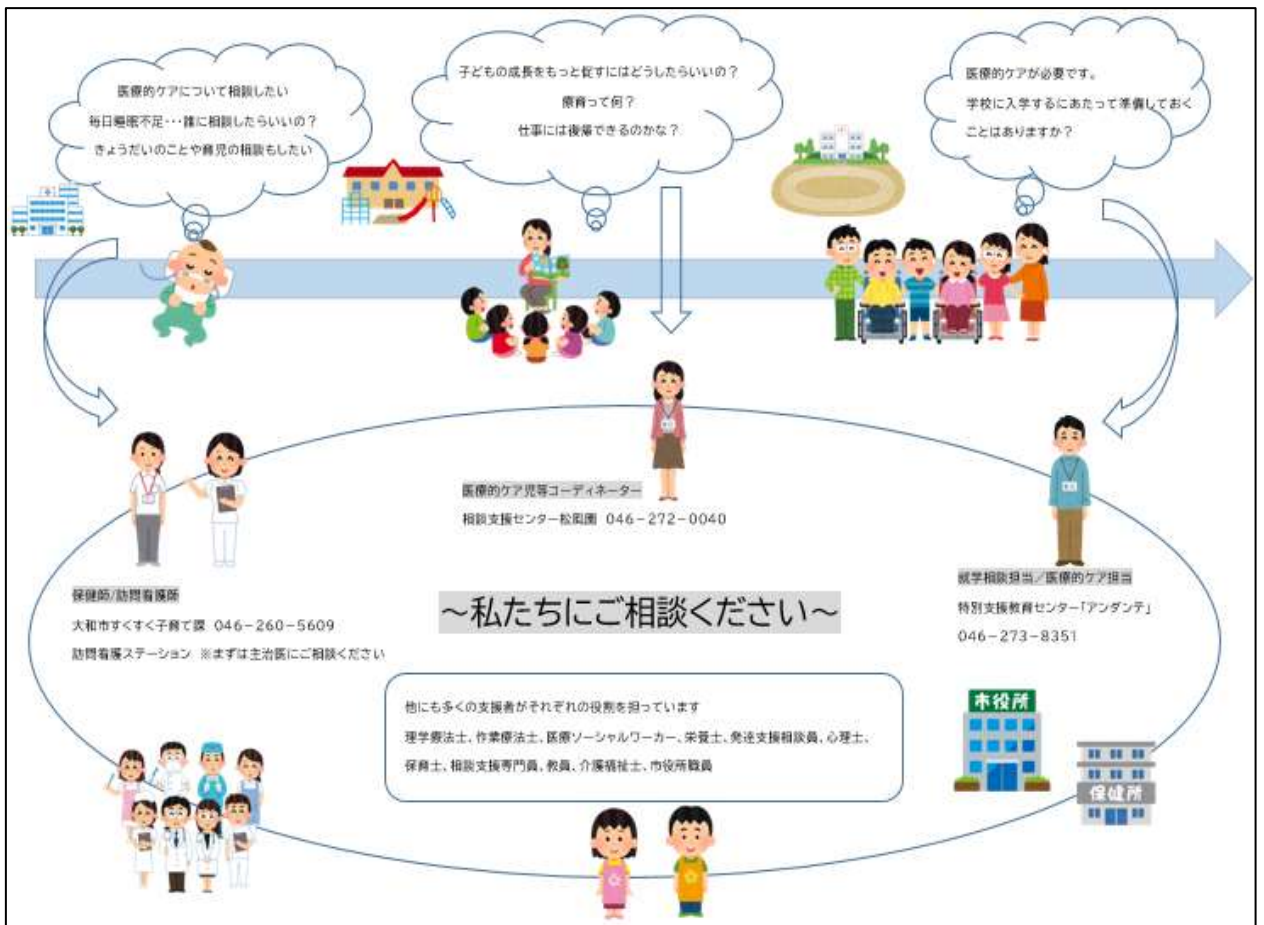
実施園は、医療的ケア児の受入れの検討や医療的ケアの実施に向けた検討等の各段階において、医療的ケア児の状況等を把握している保健所所管部署の保健師等に保健的視点から助言を得ることとし、入所後も必要に応じて情報共有を図ります。

4. 就学に向けた小学校等との連携

実施園は、医療的ケア児の円滑な就学に向けて、就学先の検討や、就学先における医療的ケア児の受入れ体制確保のために必要な支援と調整を図るとともに、就学にあたって教育委員会や学校関係者が医療的ケア児の状況や引継ぎ事項を確認する場を設ける等、必要な環境調整に努めます。

5. 他の地方公共団体との連携

医療的ケア児とその保護者が市外への転出に伴い転園した場合、実施園は必要に応じて、転出先の市区町村と当該児童に関する情報を共有するなど、切れ目のない支援が提供されるよう努めます。



【参考】入園及び在園中に使用する主な様式

1. 医療的ケア児窓口相談票（第1号様式）
2. 医療的ケア実施に関する主治医意見書（第2号様式）
3. 医療的ケア児状況票（第3号様式）
4. 医療的ケア指示書（第4号様式）
5. 医療的ケア実施申請書（第5号様式）
6. 与薬指示書（第6号様式）
7. 医療的ケア変更申請書（第7号様式）
8. 医療的ケアに関する主治医意見書（中断・中止）（第8号様式）

大和市イベントキャラクター
ヤマトン



「医療的ケア児等の保育所等受入れガイドライン」

<発行> 大和市こども部ほいく課
〒242-8601 大和市鶴間一丁目31番7号
大和市保健福祉センター 2階
電話 046-260-5672 (保育指導係)
電話 046-260-5607 (利用調整係)